

提言に対する改善報告書

大学名称 西南学院大学

(評価申請年度 2010年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1 教育内容・方法 (1)教育課程等
	指摘事項	人間科学部では、幅広い科目を提供するとしながら、受講希望者が5名以下のために閉講になる科目が多くなっているため、学生の計画的な履修に混乱を生じないように、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>本学では、過密となった科目を見直すため、2005年度から、開講科目のスリム化について検討を始めた。その結果、「受講者少人数科目の取り扱いに関する内規」(資料1-1)を制定し、2009年度から受講者が5名未満の授業科目は閉講していた。ただし、教職課程や資格に関する授業科目は、学生に不利益が生じないように5名未満であっても開講していた。</p> <p>人間科学部では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校・高等学校教諭、社会福祉士、精神保健福祉士など多くの養成課程を持ち、カリキュラムが過密であり、少人数のクラス構成が多かった。開設授業科目が多いため、結果として受講希望者が5名未満となる科目も多くなる傾向があった。</p>
	評価後の改善状況	<p>2014年度現在も「受講者少人数科目の取り扱いに関する内規」に基づき、評価当時と同様な取り扱いを行っている。</p> <p>人間科学部は、幅広くバランスのとれたカリキュラムを構成しているため、開講授業科目が多くなり、受講希望者が5名未満のため閉講する科目も多くなっている(資料1-2)。しかし、前述のとおり、教職課程などの資格に関する科目、卒業要件に必要な科目などについては、5名未満でも開講している。学生の履修に混乱を生じないように配慮している。</p>

	<p>さらに、カリキュラムの体系性を高め、学生の計画的な履修を可能にするため、2013年度から履修モデルの整備にも着手している。2014年度「学生便覧」には、人間科学部各学科の学生が希望する免許状、資格ごとに、卒業要件、年次別履修基準を示し、卒業に必要な科目、教職課程や資格に関する授業科目を配置した履修モデルを掲載して、学生が理解しやすいように丁寧な解説を加えた。また、2012年4月に開設した心理学科では、学生便覧に「履修&学習のポイント」を掲載し、学生の計画的な履修を促すため、年次別に簡潔で分かりやすくまとめる等、工夫を凝らしている（資料1-3）。</p>										
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 1-1 受講者少人数科目の取り扱いに関する内規（別紙）</p> <p>資料 1-2 人間科学部 閉講科目数</p> <table border="1" data-bbox="327 1093 1054 1189"> <thead> <tr> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 1-3 2014年度学生便覧 p. 200～p. 216、p. 225～p. 236、p. 239～p. 247 （別紙）</p>		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	6	12	24	19	18
2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度							
6	12	24	19	18							
<p><大学基準協会使用欄></p>											
<p>検討所見</p>											
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>										

2	基準項目	1 教育内容・方法 (1)教育課程等				
	指摘事項	経済学研究科の博士前期課程では、学則などに記載されているにもかかわらず、担当者未定として開講されていない科目が多いので(25科目中8科目)、改善が望まれる。				
	評価当時の状況	担当者未定として開講されていない科目が多かったのは、退職した教員の担当授業科目を学則から削除していなかったためである。				
	評価後の改善状況	<p>経済学研究科委員会で、これらの授業科目の担当者を検討し、2011年度に1名、2012年度に1名、2013年度に1名が担当者に就任した。</p> <p>経済学研究科委員会で検討し、2012年度から、大学院学則を改正し、退職した教員の担当授業科目を大学院学則から削除した(資料2-1)。その結果、2014年度の学則に記載されている授業科目(37科目)のうち、担当者未定の未開講科目は2科目である。なお、2014年度からは4単位の講義科目を半期完結の2単位ずつに分割したため、大学院学則上の開講科目数が37科目となった(資料2-2)。</p>				
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
	資料2-1 西南学院大学大学院学則改正(案)(別紙)					
	資料2-2 西南学院大学大学院学生便覧 p.94(別紙)					
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
	改善状況に対する評価	1	2	3	4	5

3	基準項目	1 教育内容・方法 (2)教育方法等				
	指摘事項	1 年間に履修登録できる単位数の上限が、神学部（キリスト教人文学コース1年次）、文学部（外国語学科英語専攻4年次）、商学部（3、4年次）、経済学部（3、4年次）、法学部（3、4年次）、国際文化学部（3、4年次）で、いずれも50単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。				
	評価当時の状況	2001年度に法学部及び文学部児童教育学科を除く全ての学部・学科において卒業要件単位数を12～4単位削減したにも関わらず、1年間に履修登録できる単位数の上限は見直しをしていなかった。				
	評価後の改善状況	<p>2010～2012年度の約3年間に亘り、単位の実質化への移行が、各学部教授会及び教務部会議等で検討され、2013年度から50単位の上限を44単位、もしくは48単位までとし改善を行った。</p> <p>2013年度から、1年間に履修登録できる単位数の上限を、神学部（キリスト教人文学コース1年次）48単位、文学部（外国語学科英語専攻4年次）44単位、商学部（3、4年次）48単位、経済学部（3、4年次）48単位、法学部（3、4年次）48単位、国際文化学部（3、4年次）44単位とした（資料3-1）。</p>				
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料3-1 2014年度学生便覧 p.78（別紙）					
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
改善状況に対する評価	1	2	3	4	5	

4	基準項目	1 教育内容・方法 (2)教育方法等
	指摘事項	<p>学生による授業評価アンケートは、経済学部を除き、評価結果を授業改善に反映させるシステムが確立されておらず、教員へのフィードバックが不十分なので改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>学生による授業評価アンケートの実施は任意であったが、2009年度から全教員・全授業科目（演習や少人数の授業は除く）で実施することになった。アンケート結果は学生にも公表していたが、評価結果を授業改善に反映させるなどの教員へのフィードバックが十分ではなかった。</p> <p>これを改善するため、教務部会議で検討し、2010年の実地調査時に「評価結果（委員会案）に対する意見」として提出したとおり、評価当ても改善を進めている状況であった。</p> <p>具体的には、2010年12月、授業評価アンケート結果を受けた教員の対応状況をより有効に学生にフィードバックするため、システムの運用を開始した。これにより、教員と学生がアンケート結果を閲覧できるだけでなく、2010年度前期授業評価アンケート結果から、教員が、学生の授業評価に対するコメントを入力し、学生は教員の対応状況を学内ポータルサイトで閲覧できるようになった。（資料4-1）</p>
	評価後の改善状況	<p>2012年度には、「全学FD・学士課程教育推進委員会」のもとに「授業評価見直し検討委員会」を設置し、現状の課題及び改善策について答申した。その結果を受けて、2013年度から、新規設問項目による「学生による授業評価」を開始した。評価結果を授業改善に活かすために、学生による記述式コメントを含めアンケート結果を授業担当者に渡している。また、同年度から定期的レビューの仕組みとして、各学部1名の教員委員及び学生代表7名を含む「授業評価検討委員会」を設け、授業評価の活用について検討している（資料4-2、4-3）。</p>

改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
資料 4-1 2010 年度授業評価アンケート結果の公開について (別紙)					
資料 4-2 授業評価検討委員会開催通知 (別紙)					
資料 4-3 授業評価検討委員会議事録 (別紙)					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

5	基準項目	1 教育内容・方法 (2)教育方法等
	指摘事項	<p>全学部のシラバスについて、各回の授業内容や成績評価基準にあいまいな記載が見受けられるので、改善が望まれる。</p> <p>また、神学研究科と国際文化研究科においては、成績評価基準の点数配分が研究科内で決められているものの、個別のシラバスにおいては、そのとおりに記載されていないものが散見され、教員間で共有認識がされていないので、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>学部の講義要項（シラバス）は、システムに入力し、一定の書式で作成するようになっていたが、教員によっては、授業内容や成績評価基準にあいまいな記載があった。</p> <p>全学FD・学士課程教育推進委員会で、講義要項（シラバス）の改善について検討し、2010年の実地調査時にも「評価結果（委員会案）に対する意見」として提出したとおり、次のように改善を進めていた。</p> <p>具体的には、2011（平成23）年度講義要項（シラバス）作成要領を改善し、例えば、シラバスの作成期限までに明確な講義計画を立てられない授業もあるため、「毎回の講義計画」については、学期を通してシステム上入力可能にし、より詳細な講義計画を記述するよう促していた。また、「成績評価の方法」の具体的な記載方法を教員へ周知し、各項目の全体文字数を「1000～1300字」で作成するように上限及び下限を設け、記述量の平準化と記述の詳細化を促すように改善した。記載内容の不備については、教務課で確認し当該学部長から各教員へ改善を促していた（資料5-1）。</p> <p>大学院では、2009年度に研究科内の成績評価基準を統一した。しかし、神学研究科と国際文化研究科では、成績評価基準の点数配分がそのとおりに記載されていないものもあった。</p>

<p>評価後の改善状況</p>	<p>学部の講義要項（シラバス）については、必要に応じて、全学 FD・学士課程教育推進委員会で検討している。2012 年度以降、授業担当者がシラバスを作成する際に、「成績評価の方法」が未記入の場合、システム上完了しない方式に変更したことにより、記載のあいまいさは解消された。また、新規に「使用言語」表示欄を設け、受講者の便宜を図っている。（資料 5-1、5-2）</p> <p>大学院の講義要項（シラバス）については、毎年、大学院 FD 委員会で検討している。大学院学務部長の指示のもと、大学院講義要項作成要領に基づいて、成績評価基準を詳細に記述するよう促し、研究科の成績評価基準に沿って、各教員が記述するようになっている。（資料 5-3、5-4、5-5）</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 5-1 2014 年度学部・学科シラバス URL http://esaints.seinan-gu.ac.jp/syllabus/controller1.php</p> <p>資料 5-2 2014 年度講義要項（シラバス）作成について（お願い）（別紙）</p> <p>資料 5-3 2014 年度大学院シラバス URL http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/syllabus/</p> <p>資料 5-4 2014 年度大学院講義要項及び時間割等の調査票の記入について（お願い）（別紙）</p> <p>資料 5-5 研究科成績評価基準（別紙）</p>	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

6	基準項目	1 教育内容・方法 (3)教育研究交流
	指摘事項	<p>神学部と商学部では、2007年度から2009年度における海外派遣留学生制度を利用した学生数が極めて少ないので、学生の海外留学への意欲を高め、応募者を増やすよう、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>2009年1月に「国際交流見直しに関する検討委員会答申書」が承認されて以降、「8000人の国際交流」という基本方針のもと、協定校拡大、留学生制度の多様化、海外との連携強化等を図り、全学的に海外派遣留学生制度の利用が増加する見込みであった。</p> <p>特に制度面では、留学期間の流動化・多様化に対応するため、2010年度から1年間の留学期間に加えて、半年間留学の制度を新たに設け、2010年度から実施することが決まっていた。</p> <p>神学部では、2005年度から2009年度の5年間、海外派遣留学生は0名であった。神学部から海外派遣留学生を出すため、英語教育に力を入れると同時に、外書購読クラスの積極的履修を勧奨し、TOEFL、TOEICなどへのチャレンジを勧めることが課題であった。</p> <p>商学部の海外派遣留学生数は、2007～2009年度は0～1名と低迷していた。当学部では、単位互換をしやすくすべく、2008年度より Semester制に移行済みで、海外派遣留学制度に半年間留学が加わることで、海外派遣留学生数が増加することを期待していた。</p>
	評価後の改善状況	<p>2009年1月に「国際交流見直しに関する検討委員会答申書」が承認されて以降、協定校数は25校から41校と大幅に拡大して、海外派遣留学生の派遣枠(学生交換人数)も65名から89名と約37%増加した(資料6-1)。</p> <p>制度面では、2010年度から1年間の留学期間に加えて、半年間留学も導入し、留学期間と就職活動が重なることを心配せずに留学できるような環境を整備した。さらに、派遣留学という長期留学だけでは</p>

	<p>なく、学生の海外での修学体験を増やし留学への意欲を高めるために、短期留学プログラムとして、従来から実施している語学研修に加え、2012年度から海外就業体験研修を開始した。2013年度は7ヶ国10大学で語学研修、3つの海外就業体験研修を実施した（資料6-2）</p> <p>また、学生への動機づけのため、毎年、履修指導やオリエンテーションの際、各学部において、海外派遣留学生制度について説明し、積極的に働きかけを行っている。</p> <p>神学部では、2011年度短期留学プログラムに1名が参加したが、2010年度以降も海外派遣留学生数は0名である。（資料6-3、6-4）</p> <p>神学部神学科は、「神学コース」と「キリスト教人文学コース」の2つに分かれている。</p> <p>「神学コース」は教会の牧師などを志す学生のためのコースだが、海外派遣留学生がない理由は2つある。1つ目は、既存の交流協定校には、学生が希望する将来の仕事に直結した専門科目を学べるものがほとんどないということが挙げられる。2つ目は、3年次転編入の学生が大多数で、日本バプテスト連盟から奨学金を受給しているが、受給期間が決まっており、時間的、資金的にも海外に出る余裕がほとんどないのが実情である。</p> <p>一方、「キリスト教人文学コース」はクリスチャンではない人にも開かれたコースで、社会に貢献できる人材の育成を目標としている。本コースの学生に対しては、引き続き、海外派遣留学生制度への応募を積極的に働きかけることが課題である。</p> <p>このように、海外派遣留学生制度を利用した学生の国際交流は皆無であるが、神学部では、国際化に対応した教育の一環として、学内G P「神学部研究奨励制度」を利用して、2010年度以降、13名の学生が、本学の既存の交流協定校以外の地域への短期間の研究に参加しており、神学部の特化した学びを実現している。（資料6-5、6-6）</p>
--	---

商学部では、商学部教授会でカリキュラムの改正を検討し、2010年度2年次生から、必修科目として「ビジネス外国語」を新たに導入した。「ビジネス外国語」は、専門教育に進むための基礎学力を養うことを目的として、ゼミ教員が演習形式で授業を行い、実践的な外国語も学べるようにしている。また、2011年度3年次生から、必修科目「外書講読」を、選択科目「外国語文献演習」に変更した。これは2年次の「ビジネス外国語」よりも難易度は高く、大学院を目指す学生やさらに外国語の勉学を希望する学生を対象としている。

このような取り組みが、2011年度以降、海外派遣留学生数の増加につながっている。(資料6-3)

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

資料6-1 国際交流協定校一覧（別紙）

資料6-2 海外就業体験研修募集要項（3プログラム）（別紙）

資料6-3 海外派遣留学生数

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
神学部	0	0	0	0	0	0	0
商学部	0	0	1	1	4	3	4

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料6-4 語学研修参加者数

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
神学部	0	1	0	0
商学部	23	25	34	29

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料6-5 学内GP「神学部研究奨励制度」参加者数（実数）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
参加者数	8	2	3	—

※2013年度は国内のみ

出所：教育・研究推進課データ

資料6-6 学内GP「神学部研究奨励制度」国別内訳（延べ人数）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
シンガポール	2	0	0	—
ルワンダ	0	2	0	—
タイ	6	0	1	—
カンボジア	5	0	2	—

※2013年度は国内のみ
出所:教育・研究推進課データ

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

7	基準項目	1 教育内容・方法 (4)学位授与・課程修了の認定				
	指摘事項	全研究科の博士課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。				
	評価当時の状況	2010 年度までは、「西南学院大学学位規則」第 14 条第 3 項に「第 2 項の規定にかかわらず、博士後期課程において所定の年限在学し、必要な研究指導を受け、又は研究指導の単位を修得した者は、退学後 5 年以内に博士後期課程の学位論文を提出することができる。」としていた。				
	評価後の改善状況	2011 年度に 大学院委員会で検討し、「西南学院大学学位規則」を改正し、課程博士の学位申請については、在学期間中に限ることとした。2011 年度入学生から適用している（資料 7-1） 2013 年度、経営学研究科において 1 名が在学期間中に博士学位申請論文を提出し、課程博士の学位を授与された。				
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 7-1 西南学院大学学位規則第 14 条（別紙）					
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
	改善状況に対する評価	1	2	3	4	5

8	基準項目	1 教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定				
	指摘事項	経営学研究科、文学研究科、経済学研究科、国際文化研究科においては、学位授与方針の明示が十分ではないので、改善が望まれる。				
	評価当時の状況	学位授与方針（本学においては、「学位授与基準に関する申し合わせ」）については、既に、大学院ホームページ上で公開していた。また、2011（平成 23）年度大学院学生便覧等にも掲載する予定であった。				
	評価後の改善状況	2011 年度から大学院ホームページや大学院学生便覧に各研究科（専攻）のディプロマポリシー（修了判定・学位授与の方針）を掲載し、さらに大学院ホームページには各研究科（専攻）の「学位授与基準の申し合わせ」も掲載している。（資料 8-1、8-2）				
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 8-1 西南学院大学大学院ディプロマポリシー（修了判定・学位授与の方針） URL http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/diploma-policy/ 資料 8-2 西南学院大学大学院学生便覧 p. 78～p. 81（別紙）					
<大学基準協会使用欄>						
検討所見						
改善状況に対する評定		1	2	3	4	5

9	基準項目	2 学生の受け入れ
	指摘事項	<p>神学部では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.86と低く、国際文化学部では収容定員に対する在籍学生数比率が1.27と高い。また、人間科学部社会福祉学科では、編入学定員に対する編入学生数比率が0.37と低いので、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>神学部では、特に神学コース（牧師養成コース）において、毎年、他大学からの3年次編入が相当数あるため、1年次の入学者数を調整していた。</p> <p>国際文化学部では、収容定員に対する在籍学生数比率が1.27であった。</p> <p>社会福祉学科では、定員の削減を検討していた。</p>
	評価後の改善状況	<p>神学部では、上述のとおり3年次編入等による入学者が相当数あるため、1年次の入学者数比率の改善調整は特に行っていない。参考までに2014年度の収容定員に対する在籍学生数比率は1.15である（資料9-1、9-2）。</p> <p>国際文化学部では、本学が定める基準（学士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は最大でも1.20未満）に基づき、入学試験を実施しており、2011年度および2012年度は基準に近い数値を達成できた。2013年度は数値が高くなったが、2014年度は1.19で、評価当時より改善できている。（資料9-3）</p> <p>社会福祉学科では、2012年度から編入学定員を30名から10名に削減した。その結果、若干ではあるが編入学生数比率は改善している。（資料9-4）</p>

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

資料9-1 神学部神学科 入学定員に対する入学者数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	5年間平均
入学者(A)	8	3	16	5	11	
入学定員(B)	10	10	10	10	10	
入学者数比率(A/B)	0.80	0.30	1.60	0.50	1.10	0.86

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料9-2 神学部神学科 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	47	39	53	48	46
収容定員(B)	40	40	40	40	40
在籍学生数比率(A/B)	1.18	0.98	1.33	1.20	1.15

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料9-3 国際文化学部国際文化学科 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	766	723	733	757	714
収容定員(B)	600	600	600	600	600
在籍学生数比率(A/B)	1.28	1.21	1.22	1.26	1.19

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料9-4 人間科学部社会福祉学科 編入学定員に対する編入学者数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
編入学者(A)	10	8	4	5	4
編入学定員(B)	30	30	10	10	10
編入学者数比率(A/B)	0.33	0.27	0.40	0.50	0.40

出所：大学資料年鑑および3年次転・編入等の状況より抜粋

<大学基準協会使用欄>

検討所見

改善状況に対する評定

1

2

3

4

5

10	基準項目	2 学生の受け入れ
	指摘事項	<p>大学院の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程では法学研究科が 0.10、文学研究科が 0.40、経済学研究科が 0.29 と低く、博士後期課程では法学研究科と経営学研究科がともに 0.11 と低いので、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>2009 年度、博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低かったのは、法学研究科については法科大学院が設置されたこと、また、文学研究科及び経済学研究科については、大学院修了後の進路先や時代背景もその原因の一つと考えられた。</p> <p>博士後期課程の法学研究科については博士前期課程の在籍者数が減少していること、また、経営学研究科については博士前期課程において税理士等の資格取得希望者が多く、博士後期課程への進学希望者が少ないことが考えられた。</p> <p>2009 年度の大学院全体の在籍学生数は、5 月 1 日現在 127 名で大学院の総収容定員 201 名に対する在籍学生数比率は、0.63 であった（資料 10-6）。</p>
	評価後の改善状況	<p>2014 年度の博士前期課程収容定員に対する在籍学生数比率のうち法学研究科は 0.20、文学研究科は 0.50、経済学研究科は 0.36 であり、博士後期課程の法学研究科は 0.33、経営学研究科に 0.56 となっている（資料 10-1～10-5）。</p> <p>2014 年度の在籍学生数は、5 月 1 日現在 138 名で大学院の総収容定員 207 名に対する在籍学生数比率は、0.67 に増加している（資料 10-6）。</p> <p>その主な要因としては、各研究科博士前期課程における長期履修学生制度の導入や外国人留学生のうち日本の大学出身者にも外国人等入試の出願資格を認めたこと、また、各研究科（経営学研究科を除く）博士後期課程における社会人入試の実施等が考えられる。</p>

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

資料10-1 法学研究科 博士前期課程 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	2	2	4	4	4
収容定員(B)	20	20	20	20	20
在籍学生数比率(A/B)	0.10	0.10	0.20	0.20	0.20

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料10-2 文学研究科 博士前期課程 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	9	12	15	15	15
収容定員(B)	30	30	30	30	30
在籍学生数比率(A/B)	0.30	0.40	0.50	0.50	0.50

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料10-3 経済学研究科 博士前期課程 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	6	7	6	5	5
収容定員(B)	14	14	14	14	14
在籍学生数比率(A/B)	0.43	0.50	0.43	0.36	0.36

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料10-4 法学研究科 博士後期課程 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	1	3	3	4	3
収容定員(B)	9	9	9	9	9
在籍学生数比率(A/B)	0.11	0.33	0.33	0.44	0.33

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料10-5 経営学研究科 博士後期課程 収容定員に対する在籍学生数比率 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	1	2	3	6	5
収容定員(B)	9	9	9	9	9
在籍学生数比率(A/B)	0.11	0.22	0.33	0.67	0.56

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料10-6 大学院 総収容定員に対する在籍学生数比率（5月1日現在）

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数(A)	127	127	140	152	154	138
収容定員(B)	201	204	207	207	207	207
在籍学生数比率(A/B)	0.63	0.62	0.68	0.73	0.74	0.67

出所：大学資料年鑑より抜粋

< 大学基準協会使用欄 >

検討所見

改善状況に対する評定

1

2

3

4

5

11	基準項目	3 教員組織						
	指摘事項	専任教員 1 人あたりの学生数について、実技・演習科目が多い人間科学部社会福祉学科では 46.9 人と多い。また、法学部法律学科でも、同数値が 67.7 人とやや多く、国際関係法学科との間で差が大きいので、改善が望まれる。						
	評価当時の状況	<p>①人間科学部社会福祉学科</p> <p>専任教員 1 人あたりの学生数を減らすため、収容定員の削減と教員の増員を含めて検討していた。</p> <p>②法学部法律学科</p> <p>【大学基礎データの訂正】</p> <p>評価申請時に提出した専任教員 1 人あたりの学生数を算出する根拠である「大学基礎データ」表 19-2 の専任教員数に誤りがあったので、下表のとおり訂正する（資料 11-1）。</p> <p>これに伴い、評価申請時の法律学科の専任教員 1 人あたりの学生数は 64.4 人となる。</p> <p>法律学科 専任教員数 2009 年 5 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="815 1211 1235 1323"> <thead> <tr> <th>誤</th> <th>正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授 10 名</td> <td>教授 11 名</td> </tr> <tr> <td>計 19 名</td> <td>計 20 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【評価当時の状況】</p> <p>2009 年度、法律学科に配置されている専任教員は 19 名、法務研究科の専任教員で法律学科の授業を担当する者は 1 名で、法律学科の専任教員数は計 20 名であった。</p> <p>※「大学基礎データ」表 19-2 [注]2 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入すること。</p>	誤	正	教授 10 名	教授 11 名	計 19 名	計 20 名
誤	正							
教授 10 名	教授 11 名							
計 19 名	計 20 名							
	評価後の改善状況	<p>①人間科学部社会福祉学科</p> <p>2012 年度に次のとおり定員を変更した。</p> <p>入学定員 150 人→110 人</p> <p>編入定員 30 人→10 人</p> <p>これに伴い、専任教員 1 人あたりの学生数は徐々</p>						

	<p>に改善している（資料 11-3）。</p> <p>定員変更が完了する 2015 年度には、専任教員 14 人に対し、収容定員 480 人となる。その結果、専任教員 1 人あたりの学生数は 34.3 人となる。</p> <p>また、2014 年度以降、社会福祉学科の教員を 1 名増員する予定である。これは、大学の第 12 次財政計画（2014 年度～2017 年度）の策定に当たり、学長の諮問委員会として「教員定数に関する検討委員会」を設置し、本学が定める教員定数の見直しを検討した結果、「教員定数に関する検討委員会答申」に基づき社会福祉学科の教員定数を 1 名増員することが承認されたからである（資料 11-2）。</p> <p>今後、増員 1 名が完了すれば、専任教員 1 人あたりの学生数は、さらに改善する見込みである。</p> <p>②法学部法律学科</p> <p>2010 年度以降、法律学科の専任教員数は増えたので、専任教員 1 人あたりの学生数は 60 人以内と改善している（資料 11-4）。専任教員数が増えた理由は 2 つある。</p> <p>1 つ目は、法務研究科の専任教員で法律学科の授業を担当する者が増えたことである。</p> <p>2 つ目は、2014 年度 4 月に専任教員を 2 名増員したことである。これは、本学が定める法学部の教員定数 32 名を充足するため、大学の第 11 次財政計画（2010 年度～2013 年度）に教員の採用を盛り込み、実行した結果である。</p> <p>国際関係法学科との差も、評価当時に比べ若干少なくなった。（資料 11-5）</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 11-1 2009 年度大学基礎データ 表 19-2（別紙）</p> <p>資料 11-2 2014(平成 24)年度以降の新教員定数について（別紙）</p>

資料11-3 社会福祉学科 専任教員1人あたりの学生数 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数 (A)	712	707	651	636	589
専任教員数 (B)	15	15	14	14	14
専任教員1人あたりの学生数 (A/B)	47.5	47.1	46.5	45.4	42.1

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料11-4 法律学科 専任教員1人あたりの学生数 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数 (A)	1,299	1,333	1,317	1,326	1,324
専任教員数 (B)	23	23	23	24	29
専任教員1人あたりの学生数 (A/B)	56.5	58.0	57.3	55.3	45.7

出所：大学資料年鑑より抜粋

資料11-5 国際関係法学科 専任教員1人あたりの学生数 (5月1日現在)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
在籍学生数 (A)	411	426	412	418	413
専任教員数 (B)	9	9	9	11	11
専任教員1人あたりの学生数 (A/B)	45.7	47.3	45.8	38.0	37.5

出所：大学資料年鑑より抜粋

(注) 専任教員1人あたりの学生数

指摘事項は、評価当時の「大学基準 評価に際し留意すべき事項」に基づき、学部の外に配置されている教養教育担当者を収容定員で按分して算出されている。

現在、大学基準に「この留意すべき事項」がないこと、また、当該学科所属の専任教員数のみで算出しても数値は改善していることから、本報告書では、教養教育担当者を含めず、当該学科所属の専任教員数のみで算出した。

<大学基準協会使用欄>

検討所見

改善状況に対する評定

1

2

3

4

5

以上